

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-2-2
処分の種類	児童福祉施設の設置者に対する命令			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第46条第4項			
処分の概要	児童福祉施設の設備・運営が最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる時は児童福祉審議会の意見を聴き、事業の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>○児童福祉法第61条の4 第46条第4項又は第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは金庫又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23.12.29 厚生省令第63号)</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例(平成24.10.11 条例第69号)</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例施行規則(平成25.3.25 規則第8号)</p>			
基準の制定根拠	—			